

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月27日

【会社名】 株式会社妙徳

【英訳名】 Myotoku Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊 勢 幸 治

【本店の所在の場所】 東京都大田区下丸子二丁目6番18号

【電話番号】 03(3759)1491

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 泉 陽一

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区下丸子二丁目6番18号

【電話番号】 03(3759)1491

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 泉 陽一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年3月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円00銭 総額44,238,306円

効力発生日

平成30年3月26日

#### 第2号議案 株式併合の件

併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたします。

効力発生日

平成30年7月1日

効力発生日における発行可能株式総数

6,600,000株

#### 第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を3,300万株から660万株に減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

上記の変更の効力は、第2号議案「株式併合の件」における株式の併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本附則は、株式併合の効力発生日をもって削除するものといたします。

#### 第4号議案 取締役7名選任の件

伊勢幸治、角野充彦、庄瀬元洋、佐藤穰、泉陽一、岩元武継及び平野実を取締役に選任するものであります。

#### 第5号議案 監査役1名選任の件

小畑光伸を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	4,498	79	0	(注)1	可決 91.05
第2号議案 株式併合の件	4,546	31	0	(注)2	可決 92.02
第3号議案 定款一部変更の件	4,547	30	0	(注)2	可決 92.04
第4号議案 取締役7名選任の件					
伊勢幸治	4,493	84	0	(注)3	可決 90.95
角野充彦	4,493	84	0		可決 90.95
庄瀬元洋	4,493	84	0		可決 90.95
佐藤 穰	4,493	84	0		可決 90.95
泉 陽 一	4,563	14	0		可決 92.37
岩元武継	4,563	14	0		可決 92.37
平野 実	4,563	14	0		可決 92.37
第5号議案 監査役1名選任の件					
小畑光伸	4,564	13	0	(注)3	可決 92.39

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。